

令和 7 年 6 月 3 0 日
こども未来部養育支援課

江東区深川北子ども家庭支援センター外 4 センターの指定管理者の選定手続きについて

「江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」及び「江東区子ども家庭支援センター条例」に基づき、令和 3 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っているところであるが、令和 7 年度末をもって現在の指定期間の満了を迎えるため、次のように再選定の手続きを実施する。

1 施設の名称・施設所在地・現在の指定管理者

施設の名称	施設所在地	現在の指定管理者
江東区深川北子ども家庭支援センター	江東区高橋 1 4 番 6 号	社会福祉法人 雲柱社
江東区東陽子ども家庭支援センター	江東区東陽三丁目 1 番 2 号 東陽区民館 1・3 階	社会福祉法人 雲柱社
江東区大島子ども家庭支援センター	江東区大島四丁目 1 番 3 7 号	社会福祉法人 雲柱社
江東区南砂子ども家庭支援センター	江東区南砂三丁目 1 4 番 1 号 コーシャハイム南砂駅前 1 階	社会福祉法人 雲柱社
江東区豊洲子ども家庭支援センター	江東区豊洲五丁目 5 番 1 号 豊洲シエルタワー 2 階	社会福祉法人 景行会

2 選定方法

非公募による選定

(非公募の理由)

- (1) これまで構築してきた利用者や関係機関との高度な信頼関係を生かした支援サービスの提供により、児童虐待の未然防止に係る事業効果が期待できる。
- (2) アウトリーチ形式で実施している見守り訪問支援事業は、専門性・秘匿性の高い業務であるとともに、これまでの援助活動により築いた信頼関係の継続が求められる。
- (3) 年度評価（令和 3 年度～令和 5 年度）も優れており、指定管理者としての能力及び実績が十分にある。また、利用者アンケートでも多くの保護者から高い評価を得ている。

3 今後の日程（予定）

日 付	内 容
令和7年8月	江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会で指定管理者候補者の決定
令和7年10月	第三回区議会定例会において指定議案の議決
令和8年3月	協定書の締結
令和8年4月	指定管理者による運営開始

4 その他

江東区南砂子ども家庭支援センターで現在実施している児童虐待防止事業は、本区の児童相談体制充実の一環として今回の再選定に合わせ事業集約し、令和8年度より養育支援課にて実施する。